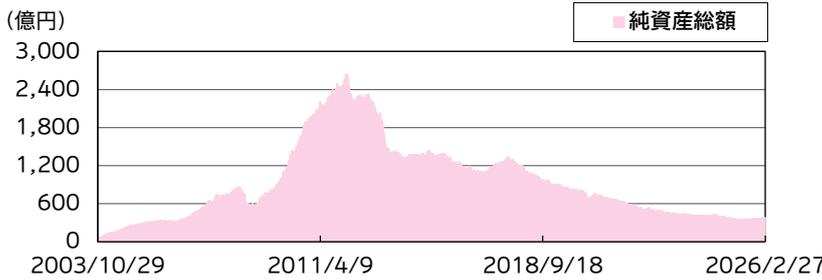
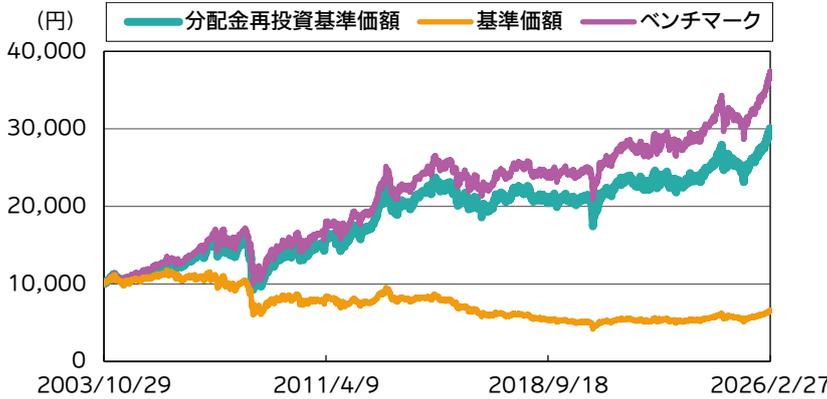


運用実績

運用実績の推移

(設定日:2003年10月30日)



※基準価額は、信託報酬控除後の価額です。ベンチマークを含め、設定前営業日を10,000円として指数化しています。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
※ベンチマークは、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(為替ノーヘッジ・円換算ベース)です。指数についての詳細は後掲の「指数の著作権などについて」をご参照ください。

分配金の実績(税引前)(直近1年分)

| 期 | 決算日 | 分配金(円) | 期 | 決算日 | 分配金(円) |
|-----------------|------------|--------|-------|------------|---------------|
| 第256期 | 2025/03/21 | 5 | 第262期 | 2025/09/22 | 5 |
| 第257期 | 2025/04/21 | 5 | 第263期 | 2025/10/20 | 5 |
| 第258期 | 2025/05/20 | 5 | 第264期 | 2025/11/20 | 5 |
| 第259期 | 2025/06/20 | 5 | 第265期 | 2025/12/22 | 5 |
| 第260期 | 2025/07/22 | 5 | 第266期 | 2026/01/20 | 5 |
| 第261期 | 2025/08/20 | 5 | 第267期 | 2026/02/20 | 5 |
| 設定来累計分配金 | | | | | 12,280 |

※分配金は、1万口当たりの金額です。
※分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

基準価額・純資産総額

| | 当月末 | 前月末 |
|------------|--------|--------|
| 基準価額(円) | 6,562 | 6,365 |
| 純資産総額(百万円) | 37,895 | 37,038 |

※基準価額は、1万口当たり。

| | 基準価額(円) | 基準日 |
|-------|---------|------------|
| 設定来高値 | 11,790 | 2005/12/12 |
| 設定来安値 | 4,170 | 2020/03/19 |

※同一の基準価額が複数ある場合、直近の日付を表示しています。

騰落率(税引前分配金再投資)(%)

| | ファンド | ベンチマーク | 差 |
|-----|-------|--------|-------|
| 1ヵ月 | 3.2 | 4.7 | -1.5 |
| 3ヵ月 | 8.0 | 8.6 | -0.6 |
| 6ヵ月 | 14.8 | 15.3 | -0.5 |
| 1年 | 21.3 | 21.8 | -0.5 |
| 3年 | 30.6 | 34.4 | -3.9 |
| 5年 | 29.1 | 33.5 | -4.3 |
| 10年 | 49.8 | 63.7 | -13.9 |
| 設定来 | 199.2 | 273.4 | -74.3 |

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。
※各期間は、基準日から過去に遡っています。また、設定来の騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

ポートフォリオ構成 (%)

| | |
|---------------|--------------|
| 債券現物 | 96.6 |
| 現金等 | 3.4 |
| 合計 | 100.0 |
| 債券先物 | -0.3 |
| 債券実質組入(現物+先物) | 96.3 |

※組入比率は、純資産総額に対する実質的な割合です。
※現金等の中には未払金等が含まれるため、比率が一時的にマイナスとなる場合があります。

ポートフォリオの状況

| | |
|--------------|------|
| 最終利回り(%) | 4.90 |
| 直接利回り(%) | 4.35 |
| 修正デュレーション(年) | 5.2 |
| 信用格付け | AA |

※組入債券の各データを組入有価証券評価額に対する割合で加重平均しています。

※修正デュレーションは、債券価格の金利変動に対する感応度を示す指標です。この値が大きいほど、金利が変化した場合の債券の価格変動が大きくなります。

※信用格付けは、各債券の信用格付けを組入有価証券評価額に対する割合で加重平均したものであり、ファンドの信用格付けではありません。格付機関(S&PおよびMoody's)による上位のものを採用し、+・-等の符号は省略して表示しています。(表記方法はS&Pに準拠)

※将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

残存期間別組入比率 (%)

| 残存年数 | 組入比率 |
|-----------|------|
| 1年未満 | 5.8 |
| 1年以上3年未満 | 22.0 |
| 3年以上5年未満 | 19.4 |
| 5年以上7年未満 | 5.6 |
| 7年以上10年未満 | 27.9 |
| 10年以上 | 15.9 |

※組入比率は、純資産総額に対する実質的な割合です。

種別組入比率 (%)

| | 種別 | 組入比率 |
|---|--------|-------|
| 1 | 社債 | 36.1 |
| 2 | 地方債 | 30.0 |
| 3 | 国債 | 22.4 |
| 4 | 政府機関債 | 7.1 |
| 5 | 担保付金融債 | 1.0 |
| 6 | 現金等 | 3.4 |
| | 合計 | 100.0 |

※組入比率は、純資産総額に対する実質的な割合です。

格付別組入比率 (%)

| 格付け | 組入比率 |
|-------|-------|
| AAA | 33.1 |
| AA | 43.6 |
| A | 18.9 |
| BBB | 1.0 |
| BB以下 | - |
| 格付けなし | - |
| 現金等 | 3.4 |
| 合計 | 100.0 |

※組入比率は、純資産総額に対する実質的な割合です。

※格付けについては、格付機関(S&PおよびMoody's)による格付けの上位のものを採用しています。(表記方法はS&Pに準拠)

組入上位10銘柄 (組入銘柄数 108)

| | 銘柄 | 種別 | クーポン(%) | 償還日 | 組入比率(%) |
|----|------------------|-------|---------|------------|---------|
| 1 | オーストラリア国債 | 国債 | 4.250 | 2035/12/21 | 7.7 |
| 2 | クイーンズランド財務公社 | 地方債 | 4.500 | 2035/08/22 | 5.3 |
| 3 | ビクトリア州財務公社 | 地方債 | 2.500 | 2029/10/22 | 4.2 |
| 4 | オーストラリア国債 | 国債 | 3.000 | 2047/03/21 | 2.9 |
| 5 | オーストラリア国債 | 国債 | 4.750 | 2037/10/21 | 2.6 |
| 6 | ビクトリア州財務公社 | 地方債 | 1.500 | 2030/11/20 | 2.5 |
| 7 | オーストラリア国債 | 国債 | 4.250 | 2036/03/21 | 2.3 |
| 8 | オーストラリア国債 | 国債 | 4.250 | 2034/06/21 | 2.3 |
| 9 | ニューサウス・ウェールズ財務公社 | 地方債 | 4.250 | 2036/02/20 | 2.2 |
| 10 | エヌビーエヌ | 政府機関債 | 5.200 | 2028/08/25 | 2.1 |

※組入比率は、純資産総額に対する実質的な割合です。
 ※同一の銘柄名でも種別が異なる場合があります。
 ※当該個別銘柄の揭示は、銘柄推奨を目的としたものではありません。

オーストラリアの主な市場データ(月末値)

| | |
|-------------|--------|
| 豪ドル/円 | 110.59 |
| 政策金利(%) | 3.85 |
| 3年国債利回り(%) | 4.22 |
| 10年国債利回り(%) | 4.65 |
| 地方債利回り(%) | 4.80 |
| 社債利回り(%) | 4.97 |

※地方債利回り(Bloomberg AusBond Semi Govt Index)と社債利回り(Bloomberg AusBond Credit Index)は、それぞれの種別に含まれる債券の利回りを各銘柄の時価評価額で加重平均して求められた値を表示しています。社債利回りの対象となる銘柄には、繰上償還が可能なコーラブル債が含まれることがあり、利回りが大きく変動することがあります。

出所: Bloomberg、一般社団法人投資信託協会のデータを基に委託会社が作成。

市況動向(直近1年)



※為替は、一般社団法人投資信託協会が公表する対顧客電信売買相場の仲値(TTM)です。
 ※Bloombergのデータを基に委託会社が作成。

マーケット動向とファンドの動き

【投資環境】

豪州の10年国債利回りは低下(価格は上昇)しました。月上旬はRBA(豪州準備銀行)が利上げを再開したことやインフレ見通しの引き上げに伴い上昇する場面もありましたが、中旬以降は米国のCPI(消費者物価指数)の伸び率鈍化や米株式市場への不透明感に伴う安全資産需要の高まりなどを背景に低下した米国金利につられ、低下しました。豪ドル(対円)は、RBAのインフレ見通し引き上げ等に伴う金利先高観が豪ドルの下支えになったことや、日本の財政拡張政策への懸念などを受けて円が弱含んだことから上昇しました。

【運用概況】

修正デュレーションはベンチマーク比やや長めとしました。種別配分は地方債の比率を引き下げ、引き続き社債の比率を高めています。

今後のマーケット見通しと今後の運用方針

高止まりするインフレ率に対して、依然としてRBAによる追加利上げの可能性が残るものの、引き続き物価指標や労働市場、財政政策の方針、国内外の景気動向などを注視していきます。修正デュレーションは、足元ではベンチマーク比やや長めとしていますが、グローバルな経済状況等を見極めながら、機動的に調整していく方針です。

※マーケット動向とファンドの動きは、過去の実績であり将来の運用成果等をお約束するものではありません。また、見通しと運用方針は、作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、原則、四捨五入して表示しています。

※当資料中の各数値等は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。

「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

ファンドの特色

主として、オーストラリアの信用力の高い公社債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指します。

1. 主として、オーストラリアの信用力の高い公社債(豪ドル建て)に分散投資を行います。

- 主に豪ドル建ての国債、州政府債、事業債などに投資します。

* 政府・州政府およびそれらの代理機関、国際機関等が発行・保証する公社債を除き、一発行体当たりの投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を上限とします。

- 公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

- 「MHAM豪ドル債券マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

2. ブルームバークオーストラリア債券(総合)インデックス(為替ノーヘッジ・円換算ベース)をベンチマークとして、中・長期的にベンチマークを上回る運用成果を目指します。

ブルームバークオーストラリア債券(総合)インデックス[正式名称:Bloomberg AusBond Composite Index]とは、オーストラリアで最も一般的な債券指数の1つで、国債・州政府債・事業債等を含む、固定利付債券を対象とした指数です。なお、当ファンドがベンチマークとする「為替ノーヘッジ・円換算ベース」とは、委託会社がブルームバークオーストラリア債券(総合)インデックスを円ベースに換算したものです。

- 取得時においてA-(A3)格相当以上の格付け^{*1}を得ている公社債を投資対象とするとともに、ファンド全体の加重平均格付け^{*2}をAA-(Aa3)格相当以上とすることを基本とします。

*1 S&Pグローバル・レーティング(S&P社)もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's社)による格付けを基準とすることを基本とします。なお、格付けのない場合には、委託会社または後述の運用委託先が当該格付けと同等の信用度を有すると判断したものを含みます。

*2 「加重平均格付け」とは、各組入公社債等の格付けをそれぞれの公社債等の組入比率に応じて加重平均して算出した格付けであり、ファンドにかかる信用格付けではありません。

* 組み入れた公社債が、取得後に格付けの低下によりA-(A3)格相当以上でなくなった場合、信託財産の純資産総額の10%を上限として当該公社債を保有することがあります。

- ファンド全体のデュレーションは、ベンチマークのデュレーションに対して-2.0年~+2.0年程度の範囲とします。

- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

3. マザーファンドの運用は、マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドが行います。

- マザーファンドにおける円の余資運用以外の運用の指図に関する権限を、マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドに委託します。

4. 毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、利息収入相当分を中心に、分配することを目指します。

◆ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。以下同じ。)等の全額とします。

◆ 分配金額は、上記の分配対象収益範囲のうち、原則として利息収入相当分を中心とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。

◆ 売買益については、原則として毎年5月および11月の決算時に分配を行います。

ただし、分配対象額が少額の場合ならびに委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案したうえで、分配を見送る場合があります。

◆ 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

● 金利変動リスク

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

● 為替変動リスク

当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨(主として豪ドル)と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

● 信用リスク

当ファンドが投資する公社債等の発行体が、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

● 流動性リスク

規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

● カントリーリスク

当ファンドの投資先となっている国(地域)の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

お申込みメモ

| | | | |
|--------------------|--|------|--|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位(当初元本1口=1円) | 信託期間 | 無期限(2003年10月30日設定) |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。) | 繰上償還 | 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。 ・信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回ることとなるとき。 |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払いください。 | | |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位 | | |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 | 決算日 | 毎月20日(休業日の場合は翌営業日) |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。 | 収益分配 | 年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。 |
| 申込締切時間 | 原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。 | | |
| 購入・換金申込不可日 | シドニーの銀行の休業日に該当する場合には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 | 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。 | | |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。 | | |

ファンドの費用

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

● 投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|---|
| 購入時手数料 | 購入価額に、 2.2%(税抜2.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | |
|------------------|---|
| 運用管理費用 (信託報酬) | <p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.375%(税抜1.25%)</p> <p>※信託報酬には、MHAM豪ドル債券マザーファンドの円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッド)に対する報酬(当該マザーファンドの信託財産の月末純資産総額の平均値に対し、年0.35%を上限とした率を乗じて得た額を当該マザーファンドにおける当ファンドの出資比率で按分した額)が含まれます。</p> |
| その他の費用・ 手数料 | <p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用等 <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p> |

投資信託に関する留意点

投資信託は、

- 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。また、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、当社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

委託会社およびファンドの関係法人

- <委託会社>アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
加入協会:一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
- <受託会社>三菱UFJ信託銀行株式会社
- <販売会社>販売会社一覧をご覧ください。

委託会社の照会先

- アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター 0120-104-694
(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
- ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

販売会社一覧

○印は協会への加入を意味します。

2026年3月9日現在

| 商号 | 登録番号等 | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 備考 |
|-----------|-------------------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|----|
| 株式会社みずほ銀行 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号 | ○ | | ○ | ○ | |
| みずほ証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号 | ○ | ○ | ○ | ○ | ※1 |

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)

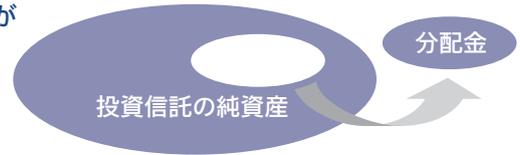
指数の著作権などについて

ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)は、アセットマネジメントOne(株)の関係会社ではなく、みずほ豪ドル債券ファンドを承認し、是認し、レビューまたは推奨するものではありません。ブルームバーグおよびブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックスは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標またはサービスマークであり、アセットマネジメントOne(株)に対してライセンスされています。ブルームバーグは、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックスに関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係（イメージ）

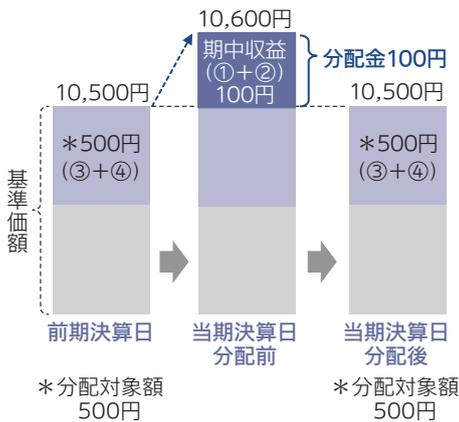
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益（経費控除後） ②有価証券売買益・評価益（経費控除後） ③分配準備積立金 ④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

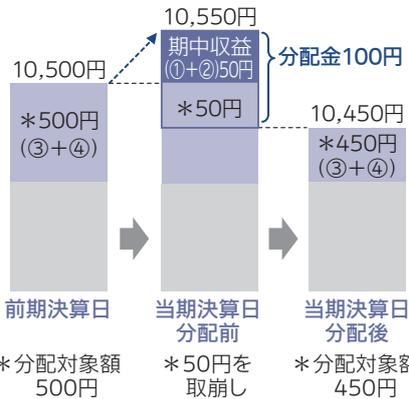
計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA



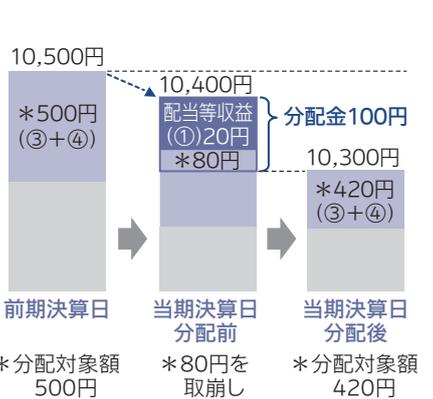
ケースB

<前期決算日から基準価額が上昇した場合>



ケースC

<前期決算日から基準価額が下落した場合>



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

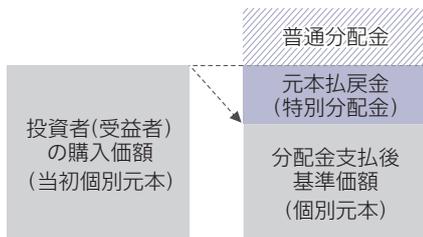
| | | |
|------|----------------------------------|---------------|
| ケースA | 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 | 0円 = 100円 |
| ケースB | 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 | ▲50円 = 50円 |
| ケースC | 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 | ▲200円 = ▲100円 |

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

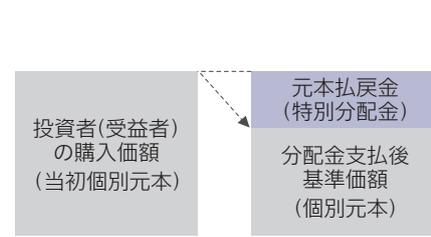
投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。